

平成20年8月25日
第7回設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

資料2-1

業務成績評定要領の改正案について

■業務成績評定要領に関する改正の主なポイント

1. 発注者支援業務等採点表の新規制定

- ・これまで業務成績評定を実施していなかった発注者支援業務、公物管理補助業務及び行政事務補助業務について、業務成績評定を実施するため、新たに評定基準を制定

2. 現行採点表の一部改正

2-1 「業務執行に係る過失に伴う減点」項目の追加

- ・業務履行中に問題が認められた案件において、通常の成績評定の外枠で減点が行えるよう「業務執行に係る過失に伴う減点」項目を導入

2-2 減点評価項目の廃止

- ・現行考査基準の減点評価項目を廃止して通常の評価項目に置き換えることにより、満点が100点になるように変更（現行は満点が96点程度）

2-3 低入札価格調査及び業務コスト調査における減点基準の制定

①低入札価格調査における虚偽説明等による減点

- ・調査対象者の故意又は重大な過失による虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

②業務コスト調査における虚偽説明等による減点

- ・相当の理由なく期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて策定された調査票等の提出がない場合又は調査票に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

2-4 対象業務の契約金額の引き下げ

- ・業務カルテの提出対象業務の拡大より、対象業務について1件の契約金額が500万円を超える業務から100万円を超える業務へ引き下げ

ア. 発注者支援等採点表による評定対象業務(ポイント1関係)

- ◆発注者支援業務 :積算技術業務、技術審査業務、品質検査業務、工事管理業務
- ◆公物管理補助業務 :河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、水文観測所点検支援業務、ダム・排水機場管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務 等
- ◆行政事務補助業務 :調査計画資料作成業務 等

イ. 業務成績評定要領に定める採点表(ポイント1関係)

- ①「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表
- ②「調査業務、計画業務」採点表
- ③「設計業務」採点表



発注者支援業務等採点表

- ④「工事管理業務等」採点表(追加)
- ⑤「積算技術業務等」採点表(追加)

ウ. 業務執行に係る過失に伴う減点(ポイント2-1関係)

(「設計業務」採点表の例)

評価項目	評価の視点	配点	得点	評価細目
業務執行に係る過失に伴う減点	業務実施上の過失	評価細目チェック数1つ毎に3点減点	0	<input type="checkbox"/> ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 <input type="checkbox"/> ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 <input type="checkbox"/> ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 <input type="checkbox"/> ・業務実施体制に問題があった。 <input type="checkbox"/> ・その他(理由:
	守秘性に係る過失	評価細目チェック数1つ毎に3点減点(チェックは1つまで)	0	<input type="checkbox"/> ・業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した <input type="checkbox"/> ・その他(理由:

エ. 業務コスト調査における虚偽説明等による減点基準(ポイント2-3関係)

相当の理由なく期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき
又は調査票等に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

区 分	調査票等に一部記入ミス ^(注1) があるとき	調査票等に多数記入ミス ^(注1) があるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合
	調査票等に軽微な不備 ^(注2) があるとき	調査票等に一部不備 ^(注2) があるとき	相当の理由なく期限内に調査票等の提出がないとき
考 査 点	-3点	-5点	-10点

(注1)業務コストに影響を与えない軽微なミスは含まない。

(注2)調査票等の不備とは、提出期限を過ぎても提出すべき調査票等が揃っていない状態をいう。

オ. 今後の予定

- ・ 平成20年10月1日以降に契約を締結する業務及び平成20年12月1日以降に完了する業務への適用を目標に、今後改正案の内容を確定していく
- ・ なお、平成19年度末に、発注者支援業務等の業務成績評定の試行を実施しており、このときの試行対象業務については、評定要領の改正後に正式な評定を実施する予定である